平成２３年（フ）第１５８号
北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗581番地、前住所札幌市白石区本郷通７丁目北１番35―204号
債務者　木下　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１５９号
北海道小樽市入船１丁目７番114号　秋山ビル201号室、前住所北海道小樽市花園４丁目19番203号　アプトヒルズ
債務者　松田　えり
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６４号
北海道小樽市新光１丁目25番2205号　新光E住宅２号棟、前住所北海道小樽市新光１丁目13番16号
債務者　万代　義男
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１６６号
北海道小樽市新光１丁目22番222号
債務者　前里　文雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第６５号
山形県鶴岡市宝町11番22―１号
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第６１０号
神奈川県厚木市妻田北２丁目16番15号　ガーデンシティ壱番館101
債務者　青柳　淳子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６１９号
神奈川県平塚市万田72番地　ジュネスコート飛鳥Ｂ―101
債務者　星野　恵美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５２７号
新潟市中央区西馬越５番17号
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３３号
新潟市西区寺尾台３丁目13番５号　パークサイドうちだ201
債務者　大島　功鋭
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１４６号
名古屋市守山区幸心４丁目703番地
債務者　居酒屋八剣伝八事支店こと　鈴木　直幸
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１１号
愛知県北名古屋市九之坪天神12番地
債務者　鈴木　貫志
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１２号
愛知県北名古屋市九之坪天神12番地
債務者　鈴木千保子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３０号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海14番地の１　県営古鳴海住宅１棟403号
債務者　木谷眞知子（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５８号
名古屋市北区上飯田北町２丁目30番地の１　ルポルシェ３Ｂ号
債務者　溝口　　但
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４号
滋賀県東近江市長勝寺町272番地４、前住所滋賀県東近江市種町362番地３
債務者　眞喜屋喜代美
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２８６号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目７番１―401号
債務者　玉江　寿章
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部